

第 5099 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 10月 31日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

個人事業者の慰安旅行

Q：私は、個人事業を営んでいますが、慰安旅行に行こうかと計画しています。この場合の費用はどのような取扱いになりますか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

個人事業者が支出する慰安旅行費用は、次のように取り扱われます。

【必要経費になる場合】

- ① 社会通念上一般に行われていると認められるものは必要経費になります。
- ② 青色事業専従者の旅行費用は、他に従業員がいる場合は、従業員として①に準じて取り扱うことができます。
- ③ 事業主の旅行費用は、その旅行に参加することが、従業員の監督その他の面からみてどうしても必要であると判断される場合には、必要経費に算入できます。

【注意点】

必要経費となる旅行とは、次のすべての要件を満たす旅行をいい、この要件を満たさない旅行にかかる費用は給与として扱われます。

- ・ 旅行期間が4泊5日（目的地が海外の場合には、目的地の滞在日数）以内であること
- ・ 旅行に参加する従業員の数が全従業員の50%以上であること

なお、上記要件を満たしている場合であっても、参加者が事業主と事業専従者だけという場合は、家事費として取り扱われることとされています。

